

# 平成30年度 第1回瑞浪市教育振興基本計画推進委員会

日 時:平成 30 年 11 月 15 日(木)18:30～

場 所:瑞浪市役所 2 階 大会議室

1 委嘱状交付

2 教育長あいさつ

3 自己紹介 …P1

4 委員長、副委員長の選出 …P1-2

└ 瑞浪市教育振興基本計画推進委員会規則第4条により、委員の互選により定める。

5 瑞浪市教育振興基本計画作業部会について …P3

(1)部員と部会長の指名

6 瑞浪市教育振興基本計画推進委員会傍聴規定について …P4-9

└ 瑞浪市附属機関等に関する基本方針により、附属機関の会議は、原則として公開します。傍聴の規定は、附属機関の場合はその長が会議に付して決めますが、標準的な傍聴規程を参考とする。

(議長:委員長)

7 議 事

(1)「瑞浪市教育振興基本計画(みずなみ教育プラン)後期計画」の策定について

①「瑞浪市教育振興基本計画(みずなみ教育プラン)」とは

②瑞浪市教育振興基本計画推進委員会とは

③見直しの方針 …P10-12

④中間見直し・後期計画策定スケジュール …P13

⑤パブリックコメントの公募について …P14-16

⑥後期計画(パブリックコメント案)について …別冊

## 8 事務連絡

□第2回委員会：平成31年2月 日( ) 時 分～

※本日、ご都合をお知らせいただきましたので、日程調整後、  
日時、会場をご連絡いたします。

平成30年度 瑞浪市教育振興基本計画推進委員会名簿

番号	補職	氏名	所属団体等	区分等
1		アツミ マサノリ 厚見 正紀	平成25年度市教育振興基本計画策 定委員会委員長、教育委員会点検 評価委員長、元小中学校長	学識経験者
2		フジイ マサアキ 藤井 雅明	市小中学校長会長（瑞浪中学校 長）	学校教育関係者
3		アリガ ヒデオ 有賀 秀雄	瑞浪市社会教育委員代表	社会教育関係者
4		イトウ タツアキ 伊藤 竜昭	市PTA連合会会長	社会教育関係者
5		イトウ カヨ子 伊藤 加代子	一般財団法人瑞浪市体育協会副会 長	社会教育関係者
6		カチ マサミ 可知 正己	瑞浪市文化財審議会会長	社会教育関係者

瑞浪市教育振興基本計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例(平成28年条例第23号)第3条の規定により、瑞浪市教育振興基本計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) その他教育長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から瑞浪市教育振興基本計画案(以下「基本計画」という。)作成に関する調査及び審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会の下に瑞浪市教育振興基本計画作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

2 作業部会は、委員長の指示により基本計画の原案作成に必要な具体的施策の研究等を行う。

3 作業部会は、委員長が指名する教育委員会職員をもって組織する。

4 作業部会に部会長を置き、部会に属する職員のうちから委員長が指名する。

5 部会長は、部会を招集し、議事を進行するとともに、その状況を委員会に報告するものとする。

6 前条の規定は、作業部会に準用する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年度 瑞浪市教育振興基本計画作業部会名簿

	補職	所属	補職	氏名	備考
1		教育委員会	事務局長	奥村 勝彦	
2		学校教育課	事務局次長 学校教育課長 給食センター所長	工藤 仁士	
3		社会教育課	課長	大山 雅喜	
4		スポーツ文化課	課長	工藤 嘉高	
5		学校統合推進室 統合推進係	係長	伊東 範明	
6		学校教育課 教育推進係	課長補佐	滝川 直樹	
7		社会教育課 生涯学習推進係	係長	宮地 恵理子	
8		スポーツ文化課 スポーツ推進係	課長補佐	深谷 直人	
9		// 文化振興係	係長	砂田 普司	
10		給食センター	所長補佐	伊藤 和久	
11		教育総務課	課長	酒井 浩二	庶務
12		教育総務課総務係	課長補佐	鈴木 友恵	庶務
13		教育総務課	主事	安藤 みちる	庶務

平成 28 年 7 月 7 日作成

平成 29 年 3 月改訂

## 瑞浪市附属機関等に関する基本方針

### 第1 趣旨

この方針は、まちづくり基本条例（平成 27 年条例第 2 号）に定めるまちづくりの基本原則に基づき、行政の効率化を図り、協働の市政を進めるため、附属機関及び懇談会等の取り扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 定義

この方針において、用語の定義を次のとおりとする。

- (1) 附属機関 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 号の 3 第 1 項の規定に基づき、外部の有識者等が加わる会議で、調停、審査、諮問又は調査等を目的として、法律又は条例により設置する会議
- (2) 懇談会等 行政運営上の参考とするため、要綱等の内部規定により外部の有識者、団体代表等の意見を聴取する場として開催する会議

2 市の職員のみを構成員とするものは、この方針において対象としない

### 第3 附属機関の設置

附属機関を設置する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市民の意見の反映、高度な専門的知識の導入を図るため、調停、審査、諮問、調査等を要請する機関が必要であること。
- (2) 個別の意見聴取、単独の会議開催、世論調査等ではその目的を達成することができないこと。
- (3) 機能の追加等により目的を達成することができる適当な既存の附属機関がないこと。
- (4) 設置の目的、審議事項等が重複又は類似する附属機関が存在しないこと。

2 附属機関の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該附属機関の設置期間を設けるものとする。

3 法令により設置が義務付けられているものを除き、附属機関の設置目的、所掌事務又は構成員が他の附属機関等と類似又は重複しており、行政の総合性、効率性の観点から統合が望ましいものは、統合するものとする。

4 次のいずれかに該当する附属機関等は廃止するものとする。

- (1) 設置目的が達成されたもの
- (2) 活動が著しく不活発なもの
- (3) 必要性がなくなったもの
- (4) 他の行政手段等で代替可能なもの

#### 第4 附属機関の委員

附属機関の委員は、その設置目的に基づき選任することとし、効率性等の観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令に定めがあるものについては、この限りでない。

- (1) 委員数は、原則として15人以内とする。
- (2) 第2次みずなみ男女共同参画プランに基づき女性委員の積極的な登用を図り、女性委員の構成割合を35%以上とするよう努めるものとする。
- (3) 公募委員については、まちづくり基本条例に基づき市政への市民参加を促進するため、本市の公募委員制度の適切な運用を図り、公募委員の構成割合を10%以上とすることを基本とする。
- (4) 市議会議員は、法令に定めのある場合又はその他の特別な理由のある場合を除き、委員に選任しない。
- (5) 市職員は、法令に定めのある場合又はその他の特別な理由のある場合を除き、委員に選任しない。
- (6) 委員の任期は、法令に定めるもののほか、2年以内を原則とする。
- (7) 委員の再任については、その在任期間が通算で3期又は10年を超えてはならない。ただし、専門的な知識経験を有する者で、他に適当な人材を得られない場合は、この限りでない。

#### 第5 委員の報酬及び費用弁償

附属機関の委員の報酬の額は、瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年条例第4号）に基づき支給する。

2 委員が会議等に出席する場合において、条例に基づき費用弁償を支給する基準は、別に定める。

#### 第6 懇談会等の開催

懇談会等を開催する場合は、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 懇談会等の名称は、審査会、審議会、調査会、委員会等附属機関との誤解を招く名称を用いてはならず、懇談会、懇話会、研究会等の名称を用いて会議の性格を明らかにすること。ただし、法令に定めがある場合はこの限りでない。
  - (2) 「審議する」、「答申する」、「調査する」等附属機関との誤解を招く事項を規定しないこと。
  - (3) 参加者の定数や、定足数等合議体と見なされる恐れのある事項及び答申、建議等合議体として行う事項は、規定しないこと。
- 2 懇談会等の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該懇談会等の開催期間を設けるものとする。

第7 懇談会等の参加者

懇談会等の参加者の選任については、附属機関の委員の選任に関する規定を準用する。

ただし、定数及び任期については、基本的に定めないものとする。

2 懇談会等の参加者については、参加依頼によるものとし、委嘱は行わない。

第8 参加者の謝礼及び費用弁償

参加者の謝礼の額及び費用弁償を支給する基準は、別に定める。

第9 会議の運営及び公開等

附属機関及び懇談会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 法令又は条例等により会議が非公開とされている場合

(2) 瑞浪市情報公開条例に規定する不開示情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関の長が、当該附属機関の会議に諮って行うものとする。

3 懇談会等の会議の公開又は非公開の決定は、市が行うものとする。

4 附属機関又は市は、会議を非公開とする場合は、その理由を明らかにするものとする。

5 附属機関及び懇談会等は、会議開催日等に関する情報を市のホームページ等で周知するものとする。

6 附属機関及び懇談会等は、会議録及び会議資料を市のホームページで公開するものとする。

7 会議の開催時期や開催時間の設定により、委員が会議に参加しやすい環境の整備を行うものとする。

第10 方針の管理

この方針の管理は、総務課において行うものとする。



## 瑞浪市教育振興基本計画推進委員会傍聴規定

(趣旨)

第1条 この規程は、瑞浪市附属機関等に関する基本方針により、会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の申し出)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、自己の氏名、住所を受付簿（様式第1号）に記載しなければならない。

2 瑞浪市教育振興基本計画推進委員会委員長（以下「委員長」という。）は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号の一に該当する者は、会議の会場に入場することができない。

- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(第4条第1号の規定により撮影又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。)
- (5) 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴人は、会議の会場において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (2) 会議の会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならない。

- (3) ビラ等を配布してはならない。
- (4) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたててはならない。
- (5) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしてはならない。
- (6) 帽子、外とう、えり巻の類を着用してはならない。ただし、病気その他の理由により委員長長の許可を得たときは、この限りでない。
- (7) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (8) みだりに席を離れてはならない。
- (9) 審議中は、みだりに入退室をしてはならない。
- (10) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (11) 携帯電話は、電源を切る又はマナーモードにし、使用してはならない。
- (12) その他会議の会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第5条 傍聴人が、この規程に違反したときは、委員長は退場を命じることができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月15日から施行する。

【傍聴者受付簿】

様式第1号(第2条関係)

No.
年 月 日開催
瑞浪市教育振興基本計画推進委員会会議傍聴受付簿
住所 _____
氏名 _____

## 瑞浪市教育振興基本計画「みずなみ教育プラン」の中間見直しについて

### 瑞浪市教育委員会

#### 1 見直しの趣旨

教育委員会では、平成26年3月に策定した「瑞浪市教育振興基本計画（みずなみ教育プラン）」（以後、「みずなみ教育プラン」もしくは「プラン」とする）を推進するために、毎年、「教育委員会の方針と重点」を作成し、その年に行う具体的な施策を明確にし、翌年度にはそれらの実施状況を点検し、評価しています。点検評価の内容については、外部の学識経験者等によって構成する評価委員会からの意見を聴き、より適正なものとするとともに、事業の充実に努めています。

プランの計画期間は、平成26年度から35年度の10年間ですが、教育施設の老朽化に伴う最適化の検討や教員の働き方改革など、策定後に生じた課題への対応が必要なこと、瑞浪北中学校の開校（平成31年4月予定）により、中学校の統合が策定当初の目標を達成する見込みであることなどから、計画期間の中間期にあたり、現行プランの基本理念、基本目標を引き継ぎつつ、具体的な施策（事業）の見直し・更新を行います。

#### 2 見直し方針

みずなみ教育プランの「基本理念」と「基本目標（5項目）」は、計画期間である10年間を通して実現を目指す普遍的なものです。そこで、今回の見直しでは、理念や基本目標を実現するために事務局が取り組む23の個別施策を現況に応じて見直し、更新します。

#### 【特に留意すべき事項】

##### (1)「瑞浪市公共施設総合管理計画」に基づく教育施設の老朽化対策

平成29年3月に作成された「瑞浪市公共施設総合管理計画」において、「総量の削減」、「中長期的なコスト管理」、「効果的・効率的な管理運営」の3点が本市の公共施設の管理に関する基本方針として策定されました。

厳しい財政状況が続く中、今後も少子高齢化や人口減少社会の進行が見込まれることから、これまで公共施設等が担ってきた役割や提供してきたサービスの見直しなど、質と量の両面から公共施設のあり方を見直すことが課題となっています。

教育施設についてもその多くが老朽化していることから、「総量削減を最優先に考えたうえで、従来の維持修繕や長寿命化などを計画的に推進する」という公共施設総合管理計画の方針に基づき、長期的な視点から更新、統廃合、長寿命化など、最適化に向けた検討を行います。

##### (2)学校における働き方改革に係る取組み

平成29年8月29日に文部科学省から「学校における働き方改革に係る緊急提言」が発出され、「校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること」が、取組みの柱の一つとなりました。

本市においても、教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況にあり、教育の

質の確保・向上の観点からも、「学校における働き方改革」を早急に進めていく必要があります。

- ＜参考＞文部科学省「学校における働き方改革に係る緊急提言」における3つの柱
- 1 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること
  - 2 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと
  - 3 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

### 3 見直しの体制

- (1) 教育委員会事務局職員で構成する「瑞浪市教育振興基本計画作業部会」を組織し、見直し、更新作業を行います。
- (2) 瑞浪市附属機関設置条例に基づき、「瑞浪市教育振興基本計画推進委員会」を組織し、見直しに関する事項についての調査及び審議を行います。
- (3) 教育委員会の会議において改訂案を審議に付します。また、随時、教育委員会に対して報告、意見聴取などを行います。

●「教育に関する基本方針を定めること」は、教育委員会※の権限に属する事務の一つです。

※教育委員会とは、教育長と4名の教育委員とで組織される合議制の執行機関です。教育行政における重要事項や基本方針を決定します。

- (3) 市民から意見を聴取します。(次項参照)
- (4) 必要に応じ、議会に情報提供を行います。

### 4 市民からの意見の聴取

- (1) 学識経験者、学校教育、社会教育関係者からなる瑞浪市教育振興基本計画推進委員会から意見を聴取します。
- (2) 見直し案について、趣旨や内容などを市ホームページなどで公表し、広く市民等から意見（パブリックコメント）を求めます。提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要とその意見に対する市の考え方を公表します。

●パブリックコメント手続の目的

市の基本的な政策等の形成過程における市民の市政への参画を促進するとともに、行政としての説明責任を果たすことで市政運営の公正性及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による行政運営の推進に資する。(瑞浪市パブリックコメント手続要綱より)

### 5 見直しにあたっての主な留意事項

- (1) 本プランの見直しと同時期に策定作業が行われる「瑞浪市第6次総合計画後期基本計画」や平成29年3月に策定された「瑞浪市公共施設総合管理計画・個別施設計画」など、他の計画との整合性を保つこと。

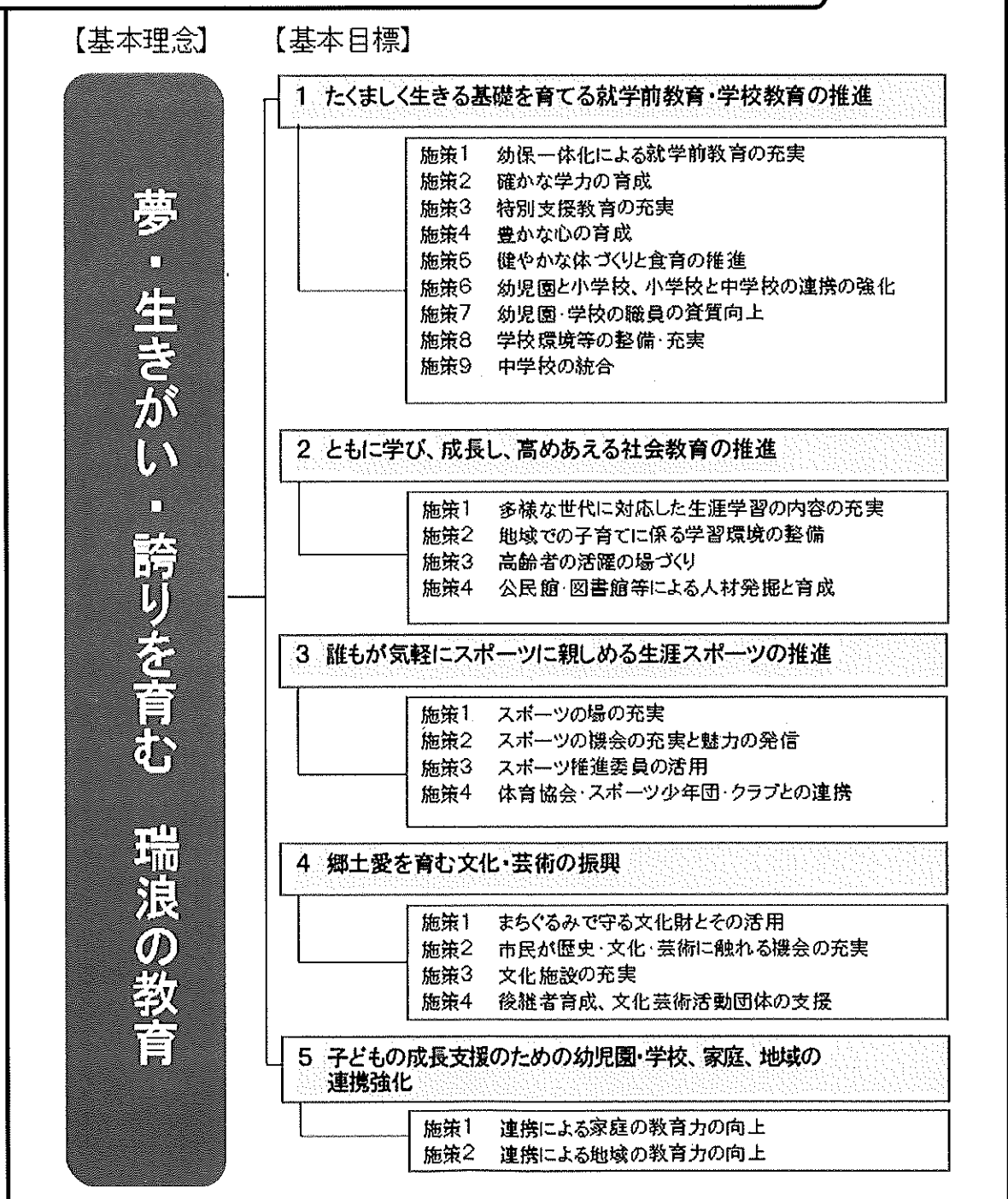
(2) 現行プランは、平成30年度までの間は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定による市長が定める「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を兼ねていることから、見直し後のプランを引き続き大綱とする場合は、同法の規定により市長が招集する総合教育会議において教育委員との協議が必要なこと。

## 6 見直しスケジュール

別紙スケジュール(案)のとおり

## 7 参考

### 瑞浪市教育振興基本計画「みずなみ教育プラン」の体系



○瑞浪市教育振興基本計画(みずなみ教育プラン)中間見直しスケジュール (30.10.2.4 最新)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事務局	12日委員推薦依頼 25日定例会に上程→ 委員会案内発送	15日夜委員会①→20 日庁議→22日定例 会・総合教育会議→ 29日1/1広報入稿 (パブコメ実施)		1日:広報、HP掲載 4-31日:パブコメ募 集	パブコメ対応 (HP) →委員会②→14日定 例会承認→(大綱)市 長決裁→印刷	冊子納品、配布。
教委各課・作 業部会	案の校正				パブコメ対応 最終案の確認・決定	
教育振興基本 計画推進委員 会(平日夜土日)	案の校正	委員会①:パブコメ案 の説明、意見交流			前半:委員会②:パブ コメ実施状況と最終 案の審議	冊子配布
庁議	2・12	7水・20火 20日:パブコメ素案 の審議		4金・15火	5火・18月	冊子配布
教育委員会	25木	22木 定例会:委員会、庁議 の報告。パブコメ案の 審議 15:30 総合教育会 議:大綱を兼ねること の審議 22日15:30以降 総合教育会議:大綱を 兼ねることの審議	20木	24木	14木 定例会:パブコメ実施 報告→確定案の審議	5火・臨時会・20木 冊子配布
市長・総合教 育会議・教育 大綱					市長決裁	冊子配布
市議会全員協 議会(日付確 定前)		20・21	20・21・25 パブコメ実施告知	18・21	20・21・22	22・25・26・27 冊子配布
	10月	11月	12月	1月	2月	3月

## 瑞浪市パブリックコメント制度の概要

### (1)パブリックコメント制度とは

- ・ パブリックコメント制度とは、市が計画や条例などを策定する段階で、市民等のみなさんからご意見を募集し、それを考慮しながら最終的な案を決定していく制度です。また、寄せられたご意見は市の考えを添えて公表します。

### (2)実施する機関

- ・ 市の機関が実施します。ただし、議決機関である議会や、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会など、政策や条例を策定する可能性の無い機関は除きます。

### (3)パブリックコメント制度の対象となる方

- ・ 市民のみなさんのほか、市内に在勤・在学している方、その他利害関係を有する方が対象となります。

### (4)パブリックコメント手続の対象となる案件

- ① 市の基本的な政策に関する計画及び指針等の策定及び改定
- ② 市政の基本的かつ重要な制度又は方針を定める内容とする条例の制定または改廃
- ③ 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関するものを除く）の制定又は改廃
- ④ その他市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画、条例、規則または、要綱の策定、改定、制定又は改廃

※ ただし上記に該当する案件であっても、次に該当するものについてはパブリックコメント手続きの対象となりません。

- ① 迅速、緊急を要するもの又は軽微なもの
- ② 国や県等の計画に整合するため、市の裁量の余地が少ないもの
- ③ 法令等の規定に基づき広く市民等の意見聴取を行わなければならないもの
- ④ 審議会等がパブリックコメント手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により意見聴取を行うもの



**「瑞浪市教育振興基本計画（みずなみ教育プラン）改定版（案）」に  
対する意見を募集します**

案 件 名	瑞浪市教育振興基本計画(みずなみ教育プラン)後期計画 (案)
募集概要	<p>瑞浪市教育委員会は、平成26年3月に「瑞浪市教育振興基本計画（みずなみ教育プラン）」（計画期間：平成26年度～35年度）を定め、「夢・生きがい・誇りを育む 瑞浪の教育」という基本理念のもと、さまざまな施策に取り組んでいます。</p> <p>プランの計画期間は平成35年度までの10年間ですが、小中学校におけるプログラミング教育等に対する取組や空調設備の設置、教員の働き方改革の必要性など、策定後に生じた新たな課題への対応が必要なことから、計画期間の中間期にあたり、現行プランの基本理念、基本目標を継承しつつ、具体的な施策（事業）の見直しを行い、後期計画（案）としてまとめました。</p> <p>つきましては、「瑞浪市教育振興基本計画（みずなみ教育プラン）後期計画（案）」について、市民の皆様からの意見等を募集します。</p>
公表資料	瑞浪市教育振興基本計画（みずなみ教育プラン）後期計画（案）
意見募集期間	平成31年1月4日（木）～平成31年1月31日（木）
資料公表場所等	<p>①市役所（4階教育総務課）平日8:30～17:15          ②社会教育課（市総合文化センター内）：開館日の8:30～17:15          ③スポーツ文化課（市化石博物館内）：開館日の8:30～17:15          ④市民図書館：開館日（火～土は10:00～19:00、日・祝は10:00～17:00）          ⑤各コミュニティセンター 平日8:30～17:15          ⑥瑞浪市ホームページ          ※②～④の開館日等はホームページなどでご確認ください。</p>
提出様式 (記載事項)	<p>「意見等提出書」はこちら（任意のものでも結構です）          （ ①氏名 ②住所 ③電話番号 ④意見 ）</p>
提出方法及び提出先	<p>次のいずれかの方法</p> <p>① 直接持参（市役所4階教育総務課）          ② 郵送（〒509-6195 瑞浪市上平町1-1 教育総務課 行）          ③ ファックス（0572-68-9002）          ④ 電子メール（edu-somu@city.mizunami.lg.jp）          ※ 口頭や電話による意見の提出はできません。</p>
意見に対する処理	いただきましたご意見については、整理した上で市の考え方と併せて公表いたします。
担当課 (問い合わせ)	<p>瑞浪市教育委員会教育総務課          電話 0572-68-2111（内線461、486）</p>

